

株式の分割に関する基準日設定公告

2021年3月15日

株主各位

東京都港区麻布十番一丁目10番10号
株式会社アトラエ
代表取締役 新居 佳英

当社は、2021年3月10日（水）開催の取締役会において、2021年4月1日（木）をもって当社普通株式1株を2株に分割する事を決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2021年3月31日（水）と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年4月1日（木）をもって、当社定款第5条を変更し、21,600,000株増加して43,200,000株といたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2021年4月下旬頃にお届出ご住所にお送りする予定です。
2. 2021年4月1日（木）をもって、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録される事となります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。